

平成31年3月18日
令和元年10月31日一部追記
在シンガポール日本国大使館

12歳以下の子どもに係るジフテリア及び麻しんの予防接種に関するお知らせ

シンガポール保健省においては、感染症法の改正に伴い、2019年2月1日より、12歳以下の子どもの外国人が長期滞在（新規）しようとする場合には、家族帯同ビザ

（Dependant's Pass）、長期滞在ビザ（Long Term Visit Pass）、学生ビザ（Student's Pass）の申請時にジフテリア及び麻しんの予防接種の結果について、英文の証明書等を提出することを義務付けています（月齢・年齢相当のジフテリア、麻しんの予防接種を終えていないときはビザの申請をすることができません。）。

なお、シンガポールにおける予防接種のスケジュールは以下の点で、日本のスケジュールとは一部異なりますのであらかじめ母子手帳等でご確認ください。

（シンガポールのスケジュール）

（1）ジフテリア：生後3～5ヶ月時に行う予防接種は最低4週間隔

* 上記の間隔が4週間に満たなくとも、20日以上あれば申請することができます。その場合、オンライン申請後に以下の情報を記載の上hpb_nir_fne@hpb.gov.sgに連絡し個別に健康増進庁（HPB：Health Promotion Board）の審査を受ける必要があります。

- ・ 申請番号（NIRから始まる番号が付与）
- ・ 申請する子どもの名前と生年月日
- ・ 申請手続を担当される方のご連絡先情報（お名前、電話番号、メールアドレス）

【令和元年10月31日追記】

（注1）申請フォームに予防接種日やワクチンの種類等を入力する必要があります。予防接種の間隔が4週間未満の場合、入力すると、シンガポールのスケジュールに沿って予防接種を受ける必要がある旨のメッセージが表示され、申請が進められなくなります。この場合「Exempted」のオプションを選択してこの項目の入力をスキップしてください。

（注2）添付書類に出生証明書を求められますのであらかじめご準備ください。なお、戸籍にお子様の出生の事実が記載されている場合は、当館で出生証明書の申請が可能です。申請方法についてはこちら（https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_shoumei_shusse.html）をご覧ください。

（2）麻しんの2回目：月齢15～18ヶ月の期間に1回目から最低4週間間隔

(参考：日本の接種スケジュール)

(1) ジフテリア

初回接種は生後3～12ヶ月の期間に20～56日の間隔で3回、追加接種は3回目の接種を行ってから6ヶ月以上の間隔をおいて1回(4回目)、11～12歳の期間に1回(5回目)の接種を行うこととされています。

(2) 麻しん

1歳に到達してから1回、5～7歳の期間に1回の接種を行うこととされています。

(シンガポールにおける感染症法改正情報(英語))

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/documentation-of-diphtheria-and-measles-vaccination-required-for-foreign-born-children-applying-for-long-term-immigration-passes-in-singapore>

(予防接種のスケジュール)

<https://www.nir.hpb.gov.sg/nirp/eservices/immunisationSchedule>

(Q & A)

<https://www.nir.hpb.gov.sg/fcine/#/navpage/faq>